No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	3	2	(4)			新步	規受電契約	本事業範囲の電気主任技術者は、事業者にて選任するとの理解で宜しいでしょうか。	事業範囲への電力供給は、新規受電ではなく浄化センターからの配電に変更します。よって、電気主任技術者は県又は県が委託する水処理施設管理者(以下、水処理施設管理者)に配置しますので、事業者側で選任する必要はありません。ただし、事業範囲内の電気保安業務を適切に行うとともに、県又は水処理施設管理者に配置した電気主任技術者の補助的業務を行うため、事業者は電気主任技術者免状の交付を受けている者で、電気主任技術者として3年以上の実務経験を有する者を常時勤務させていただくこととします。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下、「FIT」という。)を活用される場合は、設備認定範囲を電気的に切り分け、事業者は「設置者」として、電気事業法に基づき保安規程の作成・届出、主任技術者の選任・届出をしていただくことが必要となります。
2	3	2	(4)			新	規受電契約	受電系統とは切り離し新規受電契約を事業者の範囲とした場合、受電位置については事業者と電力会社間の協議で確定するとの理解でよろしいでしょうかご教示願います。指定があれば明示ください。	事業範囲への電力供給は、新規受電ではなく浄化センターからの配電に変更します。配電方法等については、入札公告時に示す要求水準書をご参照下さい。なおFITを活用することにより新規受電契約が必要になった場合、事業用地範囲内であれば受電位置について県から指定はありませんので、経済産業省及び電力会社と協議の上確定してください。
3	3	2	(4)				ステムの基本フロー及 施設概要	汚泥焼却施設の排熱利用についての提案は、任意かと存じますが、提案した場合、加点評価が得られるものと考えてよろしいですか。	環境負荷低減の項目において加点評価を行うことを予定しています。詳細は、 入札公告時に落札者決定基準において示す予定です。
4	3	2	(4)					返流水や汚泥についてのエネルギー回収以外の有効活用に関する提案は、任意 かと存じますが、提案した場合、加点評価が得られるものと考えてよろしいで すか。	環境負荷低減の項目において加点評価を行うことを予定しています。詳細は、 入札公告時に落札者決定基準において示す予定です。
5	5	2	(4)	表3		既在		汚泥棟受変電設備の備考欄に本事業対象範囲外と記載がありますが、再利用水施設動力盤が事業範囲外であり、汚泥棟受変電設備は本事業範囲との理解で宜しいでしょうか。	再利用水施設はPFI事業範囲に変更します。よって、再利用水動力盤、汚泥棟受変電設備共、PFI事業範囲となります。詳細は入札公告時に示す要求水準書をご参照下さい。
6	5	2	(4)	表3		既有	存施設の概要(その2)	各盤及び計装機器毎の設置年度、耐用年数、標準耐用年数到達年度を御教示願 います。	入札公告時に要求水準書の別紙11「施設更新計画(案)」及び豊川浄化センター長寿命化検討結果一覧表(PFI事業範囲)を示す予定です。
7	7	2	(5)			用記	語の定義	「機能増設」については、どのようにお考えでしょうか。	「機能増設」とは、電気設備について運転制御及び操作の必要に伴い、電気設備内のハード及びソフト改造を行うものですが、実施方針、要求水準書(案)記載の事項を満たすとともに、その行為に合理的な理由が必要となります。特にサービス購入料Aとして対価を求める提案は留意して下さい。
8	8	3	(1)			汚	泥処理事業	本事業の対象となる施設は表2,3の通りとありますが、表2の機器の他、補機類 (各種ポンプ、薬品溶解設備、空気源装置)なども本事業範囲内と考えて宜し いですか。	ご理解のとおりです。
9	8	3	(1)			汚	泥処理事業	本事業の対象となる施設は表2,3の通りとありますが、表2の機器の他、建築付帯設備も本事業範囲内と考えて宜しいですか。建築付帯について本事業に含まれる場合、表2への追記記載をお願いします。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、入札公告時に示す要求水準書表2・表3をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
10	8	3	(1)				バイオガス利活用事業	乾式脱硫設備、ガス貯留タンク、余剰ガス燃焼装置は、バイオガス利活用事業 に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	消化に付随する施設、下水汚泥を消化する際に生成されたバイオガスの場内利用のために必要となる設備を汚泥処理施設(サービス購入料Aとして県が支払い)と考え、これ以外をバイオガス利活用施設とします。 質問にある、ガス貯留タンク、余剰ガス燃焼装置、乾式脱硫設備は汚泥処理施設に含まれます。
11	9	3	(2)	表6				汚泥(融通処理)の引き取り、払い出しに係る車両手配は、県殿の負担と考え て宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	9	3	(2)	表6			PFI事業者が行う業務範囲 (汚泥処理事業・その2)	防犯業務の内容をご教示ください。また、既設同等と考えて宜しいでしょうか。	前段は、既存施設同等の機械警備とします。 後段は、入札公告時に、要求水準書の別紙として水処理施設管理者の防犯業務 内容を示す予定です。
13	10	3	(2)				PFI事業者が行う業務範囲	PFI事業者が行う運営・維持管理業務のその他の業務欄に記載の「防犯業務」とは具体的にどのような業務が考えられますでしょうか。	質問No. 12への回答をご参照下さい。
14	10	3	(2)	表7			PFI事業者が行う業務範囲 (バイオガス利活用事 業)	既設建築物の修繕記録等があればご提示願います。	建築付帯設備を対象とした修繕記録については、入札公告時に閲覧対象資料として示す予定です。
15	11	3	(3)	表8			県が行う事業範囲	し渣スクリーンで発生する残渣の処分費(搬出作業含む)は、県殿の負担と考えて宜しいでしょうか。	汚泥処理施設の運転により、し渣スクリーン等で発生する残渣は、場内の県が 指定する場所にて指定管理者にて水処理施設管理者に引き渡して下さい。引き 渡し後に水処理施設管理者が処分に要した費用はサービス購入料Bより控除しま す。
16	11	3	(3)	表8			県が行う事業範囲	し渣スクリーンで発生する残渣の搬出車両の手配・操作は、県殿の負担と考え て宜しいでしょうか。	水処理施設管理者の負担とします。
17	12	3	(4)	2	ア)			者提案に基づき必要な汚泥供給の提供を行う(試運転期間)。そしてバイオガ	バイオガス利活用事業の実施日は、事業者が提示した日とし、変更する場合は 県からの承諾を得るものとします。ただし、県の帰責事由以外によりバイオガス利活用事業の開始日が遅延し、バイオガス生成物の変動による県への利益配分の額が減少した場合、事業者は、減少分の額を負担するものとします。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
18	12	3	(4)	2	ア)			「試運転業務及び総合試運転業務期間はバイオガス利活用事業開始前に完了」 及び次項「バイオガス利活用事業における制約条件」に記載内容から汚泥処理 事業(設計・建設業務)の建設完了(平成28年9月30日)からバイオガス利活用事 業開始(バイオガス利活用開始日)までの間にバイオガス利活用施設の試運 転、負荷調整運転を完了するとの解釈で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
19	12	3	(4)	2	ア)			P.37,38の表16,17 (施設別の修繕、更新事業範囲) にて平成28年9月30日以前の欄が「× (不可)」の設備でも県の管理の支障にならない範囲であれば、事業に必要な施設の新設、修繕、更新は可能との理解で宜しいでしょうか。	新設は可能です。修繕、更新は要求水準書(案)の表16,17に示すとおりです。
20	12	3	(4)	2	<b>P</b> )			県の管理の支障にならない範囲とは具体的に何を指すのでしょうか(稼働率が 低い機器も含まれるでしょうか)。	新設設備や休止設備、予備機などがあり処理停止が可能な場合で、処理停止期間が短く水処理施設や焼却施設の運転操作の調整により性能に支障を来さない場合を指します。 低稼働のものであっても稼働しているものについては、県が管理を行っていることになり責任の所在が不明確になるため、平成28年9月30日までは着手することはできません。
21	12	3	(4)	2	イ)		事業開始期限	電力会社の系統連系工事の遅延による事業開始遅延は認められるものと理解して宜しいでしょうか。	事業範囲への電力供給は、新規受電ではなく浄化センターからの配電に変更します。浄化センターからの配電に係るリスク分担については、実施方針修正版、及び、入札公告時に示す要求水準書をご参照ください。再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下、「FIT」という。)を活用する場合で、系統連系遅延による事業開始遅延については、原則事業者の負担となります。ただし、本事業に重大な影響がある場合は、県とPFI事業者で協議を行い、対応を決定します。
22	12	3	(4)	2	イ)		事業開始期限	電力会社の系統連系工事遅延など、県殿や事業者以外の責による損害(リスク)は実施方針P40リスク分担表注4に記載の通り、事業者の懈怠により発生したものを除き、全て県殿にてリスク分担いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	原則は事業者のリスク分担とします。ただし、本事業に重大な影響がある場合は、県とPFI事業者で協議を行い、対応を決定します。
23	13	3	(4)	2	イ)			図中、「施設・設備設置」を平成28年9月30日までに完了するようになっておりますが、バイオガス利活用開始日(遅くとも平成29年3月31日)までに設置すればよいと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
24	14	4	(1)	1			生汚泥及び余剰汚泥の受入	生汚泥及び余剰汚泥で受入変動も想定されるとの記載がありますが、変動幅に 対する具体的数値をご提示願います。	過去の変動幅は、要求水準書(案)の別紙6に示すとおりです。事業実施後については、双方の事業に支障のないようその都度協議により調整します。
25	14	4	(1)	2			水処理施設で使用する凝 集剤	水処理施設で使用する凝集剤の費用については、事業者からの提案により県で 負担いただく金額が増加した場合においても全て県殿にて負担いただけるもの と考えて宜しいでしょうか。	金額の負担はご理解のとおりですが、水処理施設で使用する凝集剤の変更は、 県との協議が必要です。協議に際しては、事業者の提案が豊川浄化センター全 体の最適化に資するものであることの説明を求めます。

No	頁	章	節	細節	項	目   項目名	質問事項	回答
26	14	4	(1)	2		水処理施設で使用する 集剤	経 水処理施設で使用する凝集剤の変更が原因で発生した既存の水処理設備の故障等損害については、事業者から当該凝集剤の変更提案があった場合においても全て県殿にて負担いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	質問No. 25への回答をご参照下さい。
27	14	4	(1)	3		事業用地と施設の配置	事業用地の別図1に記載してある「道路境界(建設予定)」は何を建設する予定なのかご教示願います。	三河港の各埋立地を結ぶ臨港道路の建設予定地です。
28	14	4	(1)	3		事業用地と施設の配置	「事業用地範囲内の管理は必須」と記載されていますが、事業用地範囲内を通る道路の補修、街路灯の交換等事業に含まれていない範囲については県殿にて 実施されると考えて宜しいでしょうか。	事業用地範囲内を通る道路の補修、街路灯の交換はPFI事業者の負担とします。
29	14	4	(1)	3		事業用地へのアプロー	チ 事業用地への入口は、既存の敷地を介しての入口として考えますが宜しいで しょうか。	豊川浄化センター内道路は供用としますので、問題ありません。
30	14	4	(1)	3		事業区画の境界	事業用地をフェンスや柵等で囲う場合、求める仕様、数量、範囲それぞれにおいて指定はありますでしょうか。	汚泥処理事業については新規受電は行いません。ただし、バイオマス利活用の 手段によっては、FITのように関連して新規受電が想定される場合もあります。 この場合のフェンスの要否等については、事前に経済産業省及び電力会社と協 議してください。
31	14	4	(1)	3		事業用地と施設の配置	事業用地は現状渡しで使用すると考えて宜しいですか。また、現状或いは今後 使用する予定の無い設備で撤去可能なものがあればご提示下さい。	前段はご理解のとおりです。後段は、入札公告時に要求水準書で示す予定です。
32	14	4	(1)	(5)		既存施設	電気設備における処分制限期間とは何年になりますか。 また、その起算年はP5 表3「既存施設の概要(その2)」にある設置年度からでよいですか。	前段は、『補助金等による予算の執行の適正化に関する法律施行令』第14条にて定められています。また、『平成25年度版下水道事業の手引』(以下、手引)のP.343からP.350に記載されている、平成25年5月16日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知もご参照下さい。後段は、供用年度からとし、供用年度とは設置年度の翌年度とします。
33	14	4	(1)	(5)		既存設備	「一定の条件」について明確に定義下さい。	「一定の条件」とは、手引のP.343に記載されている、平成25年5月16日付け国 土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知『下水道事業の改築 について』の記2を満たすこととします。
34	14	4	(1)	5		既存設備	「一定の条件」を満たさない継続使用・更新提案は要求水準を満たさないので しょうか。	「一定の条件」を満たさない場合、その技術提案は、入札条件を満たさないこととなります。
35	14	4	(1)	5		既存設備	「・・・国の了承を必要とする」とありますが、事業提案書提出前に了解を得てお く必要はありますか。	事業提案書提出前に了解を得ておく必要はありません。

No	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
36	14	4	(1)	5		既存施設	機械設備機器の更新における容量変更等に伴い電気設備変更の必要性が生じた場合、電気設備が標準耐用年数到達年度に達していなくとも更新は可能でしょうか。更新不可の場合、電気設備の対応方法をお示しください。	標準耐用年数到達年度までは使用を継続するものとします。対応方法は、PFI事業者の提案によるものとします。
37	14	4	(1)	5		既存施設	文中、「県が想定するライフサイクルコスト」とありますが、本資料は、別途、 入札公告時等にお示しいただけるのでしょうか。	提案内容や更新時期によって異なるため、示すことはできません。 「県が想定するライフサイクルコストの考え方」については、愛知県が定める 長寿命化マニュアルに基づくものであるため、こちらをご参照ください。
38	14	4	(2)			本施設の処理能力及び処理方法	すが、ここでの汚泥量とは平成31年度の予測汚泥量を指すものと考えて宜しいでしょうか。	
39			(2)			本施設の処理能力及び処理方法	前提に脱水汚泥の引渡しを行うこと。」とありますが、1、2号焼却炉への引渡しは考慮しなくて宜しいですか。	法は現在のところ、未定です。
40	14	4	(2)			本施設の処理能力及び処理方法	汚泥濃縮工程は、必ずしも設置を必要としないとありますが、現況設備の中で使用しないと判断した機器について、事業期間中に耐用年数を迎える機器については、PFI事業者にて撤去を行うものと考えて宜しいでしょうか。	現況設備の中で使用しないと判断した機器のPFI事業者による撤去は可能ですが、撤去費用は維持管理費(サービス購入料B-1)に計上とします。なお、更新対象とする設備は撤去を実施してください。
41	14	4	(2)			本施設の処理能力及び処理方法	メタン発酵工程については、必ずしも全量消化を求めないとありますが、最低 処理量の基準は設けられるのでしょうか。	消化処理については、最低処理量の基準は設けません。
42	15	4	(3)	1		本施設の処理能力及び処理方法	「・・・数値根拠について明確に示すこと」とありますので、バイオガス発生量の 試算にあたり、根拠となる有機物含有率の標準値と上下限値をご教示願いま す。	さい。
43			(3)			本施設の処理能力及び処理方法	料を明示すべきかご教示ください。	提案システムによる実運転設備、実証設備の測定データ、要求水準書(案)に 添付する当浄化センターの維持管理データや豊橋技術科学大学の実験データな どを用いるなど、予測確度の高い根拠をお示しください。
44	15	4	(3)	1		本施設の処理能力及び処理方法	県殿にて想定されている有機物含有率における上下限値を逸脱した場合の取り 決めについては、リスク分担表 (実施方針P40) にて提示されるものと考えて宜 しいでしょうか。	ご理解のとおりです。リスク分担表に基づき入札公告時に添付する契約書 (案) に具体的な数値を明記します。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
45	15		(-)				脱水汚泥に関する基準	汚泥含水率の下限値の指定は行わないと書かれております。含水率を下げて汚 泥量を削減することで焼却炉への負荷が下がると考えられますが、評価の対象 外でしょうか。	汚泥含水率の下限値は77%以上に設定することに変更します。ただし、77%未満であっても汚泥焼却施設の運転に影響を与えないことを条件に可とします。詳細は入札公告時に示す要求水準書をご参照下さい。上記条件の下で、環境負荷低減の項目において加点評価を行うことを予定しています。詳細は、入札公告時に落札決定基準において示す予定です。
46	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥に関する基準	「表9 脱水汚泥に関する基準(各回測定値が満足すべき基準)」における基準が含水率「80%以下」とありますが、「別紙2維持管理データ過去6年分」を見ると、月平均値の実績値が基準値を上回っているものがあります。既存設備をできるだけ長寿命化して使用する場合に基準値の各回測定値の達成が困難となる可能性を有していると考えますが、基準値採用根拠等お考えをご提示ください。	今回の事業の目的の一つである環境負荷低減効果は、脱水ケーキに含まれる水分量に大きく影響を受けるため、含水率は達成可能な範囲でできるだけ低く抑えることとしました。
47	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥に関する基準	他流域下水道浄化センターからの受入れ汚泥の含水率が不明確ですが、本汚泥 の混入等による含水率増加が無い状況での脱水汚泥に関する基準と判断して宜 しいですか。	ご理解のとおりです。
48	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥含水率の測定	文中の表8は、正しくは表9でしょうか。	ご理解のとおりです。
49	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥含水率の測定	脱水汚泥の含水率に関する要求水準(表9)は、責任分界点(要求水準書P18 4(4) ②記載)である汚泥焼却炉投入時点(県殿が行うケーキ定量フィーダでの測定 値)と考えますが宜しいでしょうか。	平成25年12月26日に公表した実施方針および要求水準書(案)では、責任分界点(要求水準書P18 4(4)②記載)である汚泥焼却炉投入時点(県が行うケーキ定量フィーダでの測定値)を脱水汚泥含水率の基準としていましたが、PFI事業者が設置する汚泥脱水機出口側で測定を行う脱水汚泥含水率を契約値とし、責任分界点(要求水準書P18 4(4)②記載)である汚泥焼却炉投入時点(県が行うケーキ定量フィーダでの測定値)で県が契約値を確認することとします。なお、脱水汚泥の含水率に関する要求水準(表9)は、入札公告時に示す要求水準書をご参照下さい。
50	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥含水率の測定	融通処理による汚泥搬入が行われる場合、要求水準に定めた含水率が担保されない可能性があります。この場合は県殿の責にあるものと考えて宜しいでしょうか。	質問No. 49をご参照下さい。要求水準に定めた含水率をPFI事業者測定値を契約値との照合対象とします。
51	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥含水率の測定	愛知県殿で予定されている測定方法と頻度をご教示下さい。Kettなどの簡易測定で良いか、JISや下水汚泥試験法に基づいた測定を実施されるか。県殿が実施される事業範囲では本事業から排出される脱水汚泥と外部から受け入れる脱水汚泥を個別に測定することができません。本事業範囲において、県殿で実施される同等の方法と頻度で脱水汚泥の含水率測定を実施する必要があると思われるのでご教示ください。	現在の脱水汚泥含水率の測定は、毎日午前午後にkettによる簡易測定を行っています。また、月1回行っている汚泥の精密測定は、下水汚泥試験法に基づいた測定を行っています。 現在の測定箇所は、脱水機ごとの出口と焼却炉の投入口であり、前者は引き続きPFI事業者にて行い、後者は県が行うものとします。契約に用いる値は、PFI事業者の測定結果とします。なお、県でも焼却炉の投入口での測定を行い確認を行います。
52	15	4	(3)	2	ア)		含水率の測定頻度	サンプリングは事業者所掌設備内で行い、「赤外線水分計」による簡易測定を 実施すると考えて宜しいですか。	前段はご理解のとおりです。後段はPFI事業者提案とします。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
53	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥の重金属測定	県が実施している重金属測定の項目、測定方法、頻度をご提示下さい。	要求水準書(案)の別紙2「維持管理データ」及び別紙3「既存施設維持管理運用資料」をご参照下さい。
54	15	4	(3)	2	ア)		脱水汚泥量の測定	他流域下水道浄化センターからの受入れ汚泥量及び含水率についても県の測定 管理範囲と考えて宜しいですか。	受入れ汚泥量及び含水率の測定は予定していません。引き渡し元となる流域下 水道浄化センターの測定データやマニフェスト等で管理しています。
55	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	返流水質の測定方法は提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	返流水質の測定頻度は1日1回以上であれば、提案によるとの理解で宜しいで しょうか。	要求水準書(案)4. (3)イ)をご参照下さい。測定頻度のほか、採水頻度についても要求水準を定めています。
57			(3)					返流水の採水は、1時間に1回ではなく、測定頻度同様、1日に1回以上行なうものと考えて宜しいでしょうか。	質問No. 56への回答をご参照下さい。
58	15	4	(3)	2	イ)	表10	返流水に関する基準	表に記載の数値は許容値との理解で宜しいでしょうか。また、本事業にて要求 水準の返流水排出基準を満たすことが出来るか確認するため、過去における返 流水質の測定結果をご教示願います。	
59	15	4	(3)	2	イ)	表10	返流水に関する基準	SS基準値(0.60t/24時間)の測定値として、返流負荷が最も高い濃縮・脱水設備の機種選定にあたり、日本下水道事業団の標準仕様書 第10章ならびに第12章に記載の濃縮、脱水機を使用し、同記載のSS回収率を満足すればよいものと解釈して宜しいでしょうか。	SS基準値は、返流水の測定により負荷量を明確にして下さい。
60	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	返流水ピットへは焼却設備(1・2号)の排水も流入しますので、同焼却設備が 稼働中に発生合流する返流水の水質基準は適用外と考えますが、宜しいでしょ うか。	3号焼却炉が定期点検等で停止するとき、1号及び2号焼却炉を稼動する予定です。1号及び2号焼却炉のスクラバー排水が流入する場合は、別途協議とさせて頂きます。
61	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	返流水が表10に満たす基準を守れない場合は、事業者にて、基準を守れるレベルまでの排水処理施設を設置する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
62	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準		実績については測定していませんが、算出方法としては、以下の①から④の和がこれに相当します。 ① 汚泥棟及び機械濃縮棟に供給される再利用水量とマイスト水量との和② 重力濃縮に供給される汚泥と濃縮汚泥(生)との差③ 機械濃縮に供給される汚泥と濃縮汚泥(余剰)との差④ 脱水機に供給される濃縮汚泥と脱水汚泥との差(ただし、脱水汚泥量については、計算上の数値)また、基準値採用根拠については、消化導入に伴って返流水質の変化があっても、放流基準を満たすよう設定しています。
63	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	「表10 返流水に関する基準」に返流負荷量が示されており、文中「本事業範囲から排出される脱離液を含む返流水が」との記載があります。この文意から、返流水にはPFI事業者範囲外の焼却施設、水処理施設からの返流水による負荷も含まれることとなりますため、基準として適当でないと考えますが、基準採用に至ったお考えをご提示ください。それとも濃縮・脱水施設のみの返流水負荷というお考えでしょうか。	返流水負荷はPFI事業者以外の負荷は含まれておりません。
64	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	「表10 返流水に関する基準」に返流負荷量が示されており、文中「本事業範囲から排出される脱離液を含む返流水が」との記載があります。この文意から、返流水にはPFI事業者範囲外の焼却施設、水処理施設からの返流水による負荷も含まれることとなります。しかしP.41の「5)返流水の管理」においては「PFI事業者は、濃縮工程および脱水工程において発生する返流水の水量、水質の確認・記録と返流負荷量の管理を行う。」とあります。いずれが基準及び管理として適用となるのかご提示ください。	返流水負荷はPFI事業者以外の負荷は含まれておりません。
65	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	「表10 返流水に関する基準」の欄外文章において、測定頻度:分析 1 回/日以上、採水 1 回/時間と記されていますが、コンポジットサンプラーを用いた採水と考えてよろしいでしょうか。	サンプリング方法はPFI事業者提案によります。御提案のコンポジットサンプ ラーによる採水も方法のひとつです。
66	15	4	(3)	2	イ)		返流水に関する基準	自動採水器により1回/時間×24回採水、混合サンプルについて「吸光光度水質測定器」によりSS、COD、N-NH4、P04-Pを測定、定期的に下水道試験法或いはJISによる分析を実施、検量する方法で宜しいですか。また、サンプリング位置について、指定はあるのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、入札公告時に要求水準書で示す予定です。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
67	15	4	(3)	2	7)	表10	返流水に関する基準	表10の返流水に関する基準について、SSについては、別紙2の維持管理データに記載の現況の返流水の測定データの平均値より算出される負荷量に比べて、大幅に厳しい値となっています。この値を遵守するとなると、設備及び維持管理が現実的でないレベルのものとなりますので、緩和していただくのが妥当と考えますが、可能でしょうか。	返流水に関する基準については、超過した場合の取扱と合わせて基準を精査中であり、入札公告時に示す要求水準書等でその内容を公表します。なお、基準に関する考え方については、以下のとおりです。 ① 県は、下水処理場の放流水に関する法的規制値を遵守するため必要な条件である、返流水に求める値(許容値)を定め、その許容値を入札公告時の要求水準書で示します。 ② 応募グループは、許容値を満たす返流水の水質(提案値)を事業提案書で提案してください。なお、県は、提案審査において優れた提案値を加点評価します。 ③ 事業者と県は、許容値のほかに提案値を運転管理基準値として契約し、事業者は運転管理基準値を超過したとしても許容値までの間は、県が水処理の運転管理で対応可能を超過したとしても許容値までの間は、県が水処理の運転管理で対応可能ですが、曝気による使用電力量や凝集剤の添加などにより、水処理の運転管理費用が増加します。返流水の水質が基準値と許容値を超過した場合の考え方については、以下のとおりです。運転管理基準値:返流水の水質が値を超過した場合、水処理の運転管理費用で増加する経費等を事業者が負担することとなる値許容値:返流水の水質が値を超過した場合、別に定める規定により事業者が課金を受けることとなる値
68	15	4	(3)	2	イ)	表10	返流水に関する基準	表10の返流水に関する基準について、P04-Pについては、別紙2の維持管理データに記載の現況の返流水の測定データの平均値より算出される負荷量と比較すると、現状でも基準値に極めて近い値であると考えられます。事業期間中、現況よりも水量が増加する上に、消化工程では汚泥中に含まれるりんがP04-Pとして排出されるため、この値を遵守するとなると、設備及び維持管理が現実的でないレベルのものとなりますので、緩和していただくのが妥当と考えますが、可能でしょうか。	質問No.67への回答をご参照下さい。
69	15	4	(3)	2	イ)	表10	返流水に関する基準	表10の返流水に関する基準について、契約期間中に他のバイオマスを受け入れる可能性があるとの記載がありますが、受け入れるバイオマスにより、窒素、りん、CODの各負荷が大幅に増えることが想定されます。その場合、表10の返流水の基準値はどのような扱いになるのでしょうか。	場合に応じ、契約後に協議の上決定とします。
70	15	4	(3)	2	イ)	表10	返流水に関する基準	返流水に関わる基準 表10がありますが、返流水には、PFI事業者以外からの排水も含まれます。表10の数値は、遵守基準ではなく、遵守目標という認識でよろしいでしょうか?	返流水負荷はPFI事業者以外の負荷は含まれておりません。
71	15	4	(3)	2	イ)	表10	返流水に関する基準	表10の数値の根拠となる、豊川浄化センター全体の負荷量バランスを開示していただけますでしょうか?	入札公告時に要求水準書の別紙で算定に用いた物質フローを示す予定です。
72	16	4	(3)	3			バイオガス利活用施設	FIT制度を用いる場合、実施方針P21 2(4) かではFITにおける経済産業省等の設備 認定は取得できないことになっていますが、「利活用が確実な提案」を説明するためには経済産業省等との妥当性のある事前協議書類を添付するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項	目 項目名	質問事項	回答
73	16	4	(3)	3		バイオガス利活用施設	「・・・同意が得られているなど、契約期間中の利活用が確実な提案に限る。 今回の提案においては、有効利用先の具体名等を明記すること」とあります が、FIT制度を利用して売電する場合、その旨を明記すれば足りるという理解で 宜しいでしょうか。	質問No.72への回答をご参照下さい。
74	16	4	(3)	3		バイオガス有効利用の価 格	バイオマス有効利用でFIT利用の場合、価格は入札時点で確定できていませんが 技術提案時点の買取価格で想定し提出することとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	16	4	(3)	3		バイオガス利活用施設	有効利用先の具体名等を明記とありますが、有効利用先から事業期間内を通し て有効利用する旨の確約書の提出が必要と言うことでしょうか。	「バイオガス利活用先が確実」とは、了解する旨の利活用先の意向を確認できる書類等を示します。例えば、再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下、「FIT」という。)を活用した発電の場合、接続可否に関する電力会社への事前相談、立地と設備に関する国への事前相談の書類を示します。 なお、場内利用する場合には、水処理施設管理者に事前相談を行う必要があります。
76	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマス の受入に対する融通性	受入れ設備等を新たに設置する場合は、PFI事業用地内に設置すると考えて宜しいでしょうか。	未定ですが、バイオマス受入を行うことになる場合は別事業となり、県とPFI事業者で協議を行います。
77	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマスの受入に対する融通性	融通性を持たせた施設を検討するにあたり、将来想定される下水汚泥等のバイオマスの量と性状をご教示下さい。	本事業で整備する施設に、他の下水汚泥等への受入への対応を求めているものではありません。将来の量の増加には増設、性状の変化には前処理や付加設備の整備で対応できる施設であれば「融通性がある」と判断します。
78	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマス の受入に対する融通性	「本事業は・・・契約期間中に他の下水汚泥やし尿浄化槽汚泥等のバイオマスを受入れる可能性がある。」との記載がありますが、具体的施設名がありましたらご教示下さい。	現時点で明確に決まっているものはありません。
79	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマス の受入に対する融通性	「…将来、下水汚泥等のバイオマスを受入れる場合」とありますが、実際に受入れることになった場合、要求水準について見直しがあるものと考えて宜しいでしょうか。	現時点で明確に決まっているものはありません。従いまして、その時の協議に よります。
80	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマス の受入に対する融通性	将来、下水汚泥等のバイオマス受入を行なう場合の改造費及びこれに係る費用 は県殿の負担と考えて宜しいでしょうか。	今回の事業には含まれません。バイオマス受入を行うことになる場合は別事業となり、県とPFI事業者で協議を行います。
81	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマス の受入に対する融通性	将来、部分的な改造による対応とはどの程度を想定するのか事業計画に配慮すべき条件をご提示下さい。	消化槽の増設や前処理設備の追加などを想定しています。
82	16	4	(3)	4		下水汚泥等のバイオマス の受入に対する融通性	将来的に他のバイオマスを受け入れた場合、県殿に受渡す脱水汚泥と返流水に 関する基準は見直して頂けると理解して良いでしょうか。	質問No.79への回答をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	耳目名 項目名	質問事項	回答
83	16	4	(3)	5		焼却施設の排熱利用	「~3,981,600MJ/年とする。」とありますが、年間を通して(過度な供給量変動がない)平均的に熱量を供給頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	焼却炉の運転効率を考慮すると安定的な運転が望ましく、その場合には安定した供給が可能となりますが、PFI事業者からの脱水ケーキの搬出量に大きく支配されるもの考えます。
84	16	4	(3)	5		焼却施設の排熱利用	「提示した熱量は平成43年3月31日まで使用可能とする。また、平成43年4月1日 以降も引き続き使用できる可能性があるが、使用する場合は県と協議の上、県 の最終指示に従うものとする。」とありますが、20年間使用を前提に提案した 場合に排熱利用できなかった場合、万一追加費用がかかった場合は、その分県 殿が負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	提示した熱量は平成43年3月31日までしか供給の保証はしません。また、追加費用が発生した場合はPFI事業者負担とします。
85	16	4	(3)	5		焼却設備の排熱利用	焼却設備の排熱(空気、スクラバ排水)の温度をご教示下さい。可能であれば、運転日報等の提示をお願いします(時間変動、季節変動等を確認したいため)。	スクラバ排水温度は測定していないため、データはありませんが、概ね50℃程度と見込まれます。 なお、排熱(空気)温度のデータは入札公告時に閲覧対象資料として示す予定です。
86	16	4	(3)	5		焼却設備の排熱利用	焼却設備の排熱(空気)温度はさほど高くないことが予想されます。加えて、3 号焼却設備と今回の事業場所は距離があり、排熱(空気)を輸送すると温度低 下が予想され、利用価値が著しく下がることが予想されます。排熱利用設備を3 号焼却設備内に設けてもよいでしょうか。 その場合、制約等があればご教示下さい。	3号汚泥焼却炉はPFI事業者の事業範囲ではないため、排熱利用を行う場合は県が3号焼却炉を運転する支障をきたさないよう、車両動線や焼却炉の維持管理作業及び部品交換作業が十分確保されるよう設備の設置を考慮して下さい。
87	16	4	(3)	5		焼却施設の排熱利用	3号汚泥焼却炉の排熱利用について、可能との事ですが、それを含めそれ以外の 提案をした場合は、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうかお示しくだ さい。	要求水準書を満たしていれば御提案いただくことは可能ですが、協議する機会はありません。
88	19	4	(4)	3		3号焼却施設の設備改造及 び排熱利用	図に記載ありますが、白煙防止空気の取り出しに必要な既設ダクトの改造 (ダンパまで) は、県殿にて実施すると考えて宜しいでしょうか。	PFI事業者の提案により必要となる既設改造については、事業範囲に関わらず、 PFI事業者が実施してください。
89	19	4	(4)	3		3号焼却施設の設備改造及 び排熱利用	受電範囲を確実に分離できるようにとは、具体的にどのような方法を想定されているかご教示下さい。	事業範囲への電力供給は、新規受電ではなく浄化センターからの配電に変更します。 これに伴い物理的な分離は必要なくなりますが、建設、運営・維持管理の責任 分界点となる使用区域を平面的及び立体的に明確にする必要があります。
90	19	4	(4)	3		3号焼却施設の設備改造及 び廃熱利用	「※設備改造及び排熱利用に伴う改造費用は、PFI事業者負担とする。」との記載はありますが、3号焼却施設の改造工事はPFI事業者が本事業範囲内で実施するとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.88への回答をご参照下さい。
91	19	4	(4)	3		3号焼却施設の設備改造及 び廃熱利用	「※設備改造及び排熱利用に伴う改造費用は、PFI事業者負担とする。」との記載ありますが、3号焼却施設の改造工事をPFI事業者が実施しない場合、改造費用をPFI事業者が負担することは困難です。PFI事業者にて改造工事を実施しない場合は、貴県にて改造費用を負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	PFI事業者から、設備改造及び排熱利用の提案がない場合においては、県から改造費用の負担をお願いすることはありません。
92	22	4	(4)	5		既存監視制御設備	「標準耐用年数を経過していない設備については原則継続使用」とありますが、 前項の様に処分制限期間を経過した場合、尚且つメリットのある場合は更新し ても良いですか。	実施方針P.5、1(1)オ2)①(4)(※1)をご参照下さい。

No	頁	章	節	細節	項	目 項目名	質問事項	回答
93	22	4	(4)	5		既存監視制御設備	汚泥棟既設監視制御設備をPFI事業者にて使用する場合、事業範囲外となる設備を分離するための機能増設は県殿にて事業開始前までに実施するとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.5への回答に示すとおり、処理水再利用水施設をPFI事業範囲に変更する 関係上、汚泥棟既設監視制御設備の整備・運転操作・保守点検・所掌範囲を変 更します。運転操作・保守点検の考え方、及び、機能増設の所掌についての考 え方は、入札公告時に要求水準書で示す予定です。
94	22	4	(4)	5		既存監視制御設備	バイオガス利活用事業用設備の監視場所を汚泥棟にて実施するとの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。但し、システム構成(監視制御設備の設置や監視装置の設置、信号送信方法など)はPFI事業者提案としますが、FITを活用する場合には、汚泥処理事業とバイオガス利活用事業を電気的に分離してください。例えば、伝送方法の手段として光ケーブルの使用等を検討してください。
95	22	4	(4)	(5)		既存監視制御設備	バイオガス利活用事業用の監視制御設備は汚泥棟に設置するとの記載がありますが、バイオガス利活用事業に関する設備は「固定価格買取制度」に準拠、電気的接続の分離を行う為、新設するバイオガス利活用施設内に監視制御設備を設置、監視装置を汚泥棟に設置する考え方で宜しいですか。	質問No.94への回答をご参照下さい。
96	22	4	(4)	6		返流水の責任分界点	返流水の処理は無償でしょうか、それとも有償でしょうか。 有償の場合は処理費用のご提示をお願いします。	無償です。
97	22	4	(4)	6		返流水の責任分解点	「返流水移送管の責任分解点は、着水井に到達するまで」と記載があり、別紙8-7フロー図の屋外排水ピットから着水井への送りも事業範囲に含まれており、ピットから着水井の移送ポンプがあると考えられますが、当該フロー図には、このポンプの記載がなく、事業範囲に含まれるのか否かが明確でないため、明記願います。	汚泥移送ポンプにて返流水を送水しています。別紙8「責任分界点」の電気設備 図面には汚水移送ポンプがPFI事業者所掌で記載されていますので、ご確認ください。なお、返流水移送管の責任分界点は、着水井までではなく、ブロワ棟南の9号マンホールまでに変更となります。
98	24	4	(6)	1)		土木構造物	「設備の増設を行なう場合は、予め県側が提示する荷重条件の範囲内とする」とありますが、 ①ご提示頂けるのは入札公告時との理解で宜しいでしょうか。 ②ご提示頂ける荷重条件の範囲内であれば、構造物全体の耐震性能の保証は県 殿との理解で宜しいでょうか。	①ご理解のとおりです。入札公告時に示す要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として、構造計算書を示す予定です。 ②ご理解のとおりです。
99	24	4	(6)	2)		建築構造物	「設備の増設を行なう場合は、予め県側が提示する荷重条件の範囲内とする」とありますが、 ①ご提示頂けるのは入札公告時との理解で宜しいでしょうか。 ②ご提示頂ける荷重条件の範囲内であれば、構造物全体の耐震性能の保証は県 殿との理解で宜しいでょうか。	①ご理解のとおりです。入札公告時に示す要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として、構造計算書を示す予定です。 ②ご理解のとおりです。
100	24	4	(7)			高潮対策	既計画ではどのような対策を策定したのか、具体的に教えて下さい。	未策定です。

No	頁	章	節	細節	項	目   項目名	質問事項	回答
101	24	4	(7)			高潮対策	高潮対策とはどのような対策を想定されているかご教示願います。	県が想定する高潮対策は、既存の構造物がある箇所以外で新設する構造物や設備を、盛土や構造物の高架化により、GLをTP5.0m程度まで嵩上げすることです。 高潮対策は、新設構造物及び設備について義務とします。なお、構造物の高架化によりポンプ施設等の既設設備が能力不足になるなど、影響を与えないよう留意してください。また、「既存施設も含め第三者に被害を及ぼさない施設とすること」の記載について、既存施設とはガス貯留タンクを、第三者とは豊川浄化センター敷地外の者を想定しています。 「第三者の被害」とは、施設や設備の倒壊・破損による破損物等が、周辺設備を損壊させることを想定しています。
102	24	4	(7)			高潮対策	「既存施設も含め第三者に被害を及ぼさない施設とすること」と記載ありますが、既存施設および第三者とは何か具体的にご教示下さい。 既存施設が土木構造物(重力濃縮槽・消化槽・洗浄槽)、建築構造物(制御棟・機械濃縮棟・汚泥棟)を示す場合、前節(6)と同様に予め県殿より荷重条件をご提示下さい。	前段は、質問No.101への回答をご参照下さい。 後段は、入札公告時に示す要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として、構造計算書を示す予定です。
103	24	4	(7)			高潮対策	「既存施設む含め第三者に被害を及ぼさない施設とする」につき、具体的にどのような第三者の被害を想定されているか、ご教示下さい。	質問No. 101への回答をご参照下さい。
104	24	4	(7)			高潮対策	新設する構造物及び設備とは、具体的にどこまでの範囲を想定されているのかご教示願います。また、機器等は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	PFI事業者が提案する新設構造物及び設備を想定しており、機器も含みます。但し、既存施設内に新設する設備に対する高潮対策は事業者提案とします。例えば汚泥棟1階の盤を更新する際に2階に移設するのは事業者提案とします。
105	24	4	(7)			高潮対策	高潮対策の対象は、新設構造物及び設備とし、撤去更新する構造物及び設備は 対象外と考えますが宜しいでしょうか。	撤去更新する構造物及び設備に対する高潮対策は事業者提案とします。
106	24	4	(7)			高潮対策	高潮対策の対象は、新設構造物及び設備とし、増設する設備は対象外と考えますが宜しいでしょうか。	増設とは、新設する構造物及び設備となりますので、高潮対策は義務化します。但し、既存施設内に増設する設備に対する高潮対策は事業者提案とします。例えば汚泥棟1階の盤を増設する際に2階に増設するのは事業者提案とします。
107	24	4	(7)			高潮対策	高潮対策における高さが明記されていますが、事業エリアの各測定点(土木建築構造物)における基準高さをご教示願います。	入札公告時に要求水準書の別図4「豊川浄化センターコンター図」として示す予 定です。
108	24	4	(8)	3)	12	環境対策	騒音・振動規制基準として60〜65dBと記載ありますが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を確認すると工業専用地域で70〜75dBの規制基準となっております。どちらを正とすればよいかご教示下さい。	60~65dBを正とします。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
109	25	4	(8)	3)	1		騒音規制基準	環境対策の表12騒音規制基準の備考欄に「管理区域境界での規制基準」と記載されていますが、敷地境界での規制基準と考えて宜しいでしょうか。	「管理区域境界での規制基準」とは、事業用地境界での規制基準です。入札公告時に示す要求水準書で、「管理区域」を「事業用地」として示す予定です。
110	25	4	(8)	3)	2		振動規制基準	環境対策の表13振動規制基準の備考欄に「管理区域境界での規制基準」と記載 されていますが、敷地境界での規制基準と考えて宜しいでしょうか。	「管理区域境界での規制基準」とは、事業用地境界での規制基準です。入札公告時に示す要求水準書で、「管理区域」を「事業用地」として示す予定です。
111	25	4	(8)	3)	4		悪臭規制基準	環境対策の表15悪臭指数基準の備考欄に「管理区域境界での規制基準」と記載されていますが、敷地境界での規制基準と考えて宜しいでしょうか。	「管理区域境界での規制基準」とは、事業用地境界での規制基準です。入札公 告時に示す要求水準書で、「管理区域」を「事業用地」として示す予定です。
112	27	4	(9)	1)	5	力)	汚泥脱水設備	汚泥脱水機で使用する薬剤及び薬注率は、県が承諾したものについてのみ使用 を許可するとの事ですが、どのような場合に承諾されないのかご教示願いま す。	要求水準書P.1、2.(2)に示すとおり、PFI事業者の利益のみを追求し、豊川浄化センターに不利益を与えると県が総合的に判断した場合を想定しています。
113	27	4	(9)	1)	5	力)	薬剤及び薬注率	「PFI事業者が提案する内容について県と協議を実施し(中略)使用を許可する」とありますが、具体的な要求水準はありますか。	具体的な要求水準はありませんが、要求水準書2.(2)に示す考え方に即していなければ、使用を許可しない場合があります。
114	27	4	(9)	1)	7	イ)	脱臭設備	脱臭設備における容量計算の実施にあたり、現況設備での必要脱臭風量をご教示ください。	入札公告時に示す要求水準書の公開資料 (閲覧対象資料) として、既存施設の 竣工図書を示す予定です。
115	27	4	(9)	1)	9		配管設備	既設配管について、休止中の埋設配管など劣化状態等目視確認ができないもの は使用不可と考えますが宜しいでしょうか。	PFI事業者の判断及び責任により使用可能です。
116	30	4	(10)				遵守すべき法制度等	本事業の遵守すべき法令等は、公告日である平成26年3月時点の最新版を適用するということで宜しいでしょうか。	提案時は各法・各基準の公告日 (日付は明記しない) 時点における最終改訂を 適用します。その後改訂があった場合にはその改訂に準拠することとします。
117	30	4	(10)	1)			関係法令	遵守すべき関係法令に数々の法令、規格と共に、「下水道施設設計指針と解 説」他指針、計算例が入っています。これら指針等については、その中に記載 されている遵守すべき法令、規格等を遵守すればよいということで、「下水道 施設設計指針と解説」に記載の処理方式に限定されるということではないと考 えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	32	5	(1)	3)			計量	定期的に計量できる設備を設けることとありますが、ここでの設備とは、計器類を指していますでしょうか。 例)脱水ケーキ:水分計	ご理解のとおりです。
119	32	5	(1)	3)			計量	計量設備の仕様、個数、設置場所等は、事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
120	32	5	(1)	5)			事前調査	各種調査には実施時期が決められているのでしょうか。時期に制約がある場合、ご教示願います。	交付金を活用して調査をする場合は交付申請を行い、交付金の交付決定後とし ます。
121	32	5	(2)	4)	1		設計委託契約書 (写)	基本設計および詳細設計完了時に、「設計委託契約書(写)」を提出することとなっております。これは、応募グループに設計コンサルタント等を協力企業に加えることを想定されているのでしょうか。	PFI事業者の判断によります。
122	34	6	(1)	5)	3		環境保全	工事期間中に発生する排水は適切に処理をすれば、処理場内排水溝等に放流しても良いでしょうか。	施工時の県との協議によります。
123	34	6	(1)	5)	3		工事期間中に発生する排 水	施工時排水は下水道放流基準以下の水質であれば、既設返流水への排水は可能ですか。 また、試運転、負荷調整運転時の排水は返流水として排水するものとして計画 して宜しいですか。	施工時の県との協議によります。
124	34	6	(1)	6)			建設監理	「豊川浄化センター保安規定」をご提示下さい。	入札公告時に、要求水準書の別紙として示す予定です。
125	35	6	(2)	1)			新設工事・更新工事	表16に既設RC造躯体は県の監理となっておりますが、新設のRC造躯体を提案することは可能でしょうか。その時の耐用年数のは何年となりますでしょうか。	可能です。耐用年数の設定は、手引のP.345に示される [別表] (平成3年4月23日事務連絡別表、平成15年6月19日改正) のうち、「1.土木建築・付帯設備」に記載ある年数が標準的耐用年数となります。
126	35	6	(2)	1)				表16に既設RC造躯体は県の監理となっております。工事前に既設消化槽の浚渫が必要になった場合は県が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	平成12年度に清掃を行い密閉しているため浚渫はありません。
127	35, 37	6	(2)	1)	表16	5	施設別の修繕、更新業務 範囲 (その1)	既設配管について、休止中の埋設配管など劣化状態等目視確認ができないものは使用不可と考えればよろしいですか。	PFI事業者で判断してください。
128	36	6	(2)	3)			近隣調整及び準備調査業 務	近隣との調整及び準備調査等について、範囲がありましたらご教示願います。	現時点で想定しているものはありませんが、提案内容によって必要になる場合 があります。
129	36	6	(2)	4)			工事期間中の仮設ヤード の使用	事業用地とは別に使用可能な仮設用地について位置、面積等の条件をご提示下 さい。	入札公告時に要求水準書の別図として、浄化センター平面図に位置を図示する 予定です。
130	36	6	(2)	5)			試運転業務	試運転期間に要求はありますでしょうか。	具体的な期間の要求はありません。

No	頁	章	節	細節	項	目 項目名	質問事項	回答
131	36	6	(2)	5)	12	試運転業務	実負荷調整、性能確認を含めた試運転の建設工事期間内(H. 28.9.30)実施において、運用・維持管理業務の移行前である為、既設維持管理者による試運転業務協力が不可欠です。県及び既設設備維持管理者との協議により試運転業務への協力が頂けると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
132	37	6	(2)	1)	表16	施設別の修繕、更新業務 範囲 (その1)	既存の消化槽の防食塗装については、事業者側にて実施するものと考えて宜し いでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	37	6	(2)	1)	表16	施設別の修繕、更新業務 範囲 (その1)	※2に既存汚泥濃縮槽とは、重力濃縮槽のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	38						P14の4.(1)⑤によれば、汚泥棟自家発設備は標準的耐用年数到達年度が本事業の運営・維持管理開始年度以前のため、本事業の設計・建設業務において更新可能と考えられます。表17では事業の運営・維持管理開始以前での更新が不可となっておりますが、その理由をお示しください。	入札公告時に要求水準書で、更新期間中の自家用発電設備の停止により、既設 に影響を及ぼさないよう対策を講じることを条件に更新可として示す予定で す。ただし、長寿命化計画を策定し交付金が活用できると明らかになってから 更新してください。
135	39	6	(2)	6)		出来高の確認	各年度出来高は事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、各年度の出来高の支払いについては、当該年度の出来 高根拠資料(数量計算書、機器・資材・人工の単価等)により出来高を確認 し、支払いを行います。
136	39	7	(1)	3)		維持管理運転期間等	「休止期間については水処理運転で対応できる範囲とする。」との記載がありますが、具体的な日数をご提示下さい。	工事の内容によるため一概に示すことはできませんが、完全停止の場合には最初沈殿池及び最終沈殿池に汚泥を貯めておける期間として4時間程度が限界です。ただし、部分停止であれば、協議により調整しさらに延長することも可能です。
137	40	7	(2)	2)		生汚泥、余剰汚泥の受入		前段は、入札公告時に要求水準書の別紙として示す予定です。 後段は、入札公告時に示す要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として示す 予定です。
138	41	7	(2)	4)		脱水汚泥の引き渡し	焼却施設の停止等で脱水汚泥の引き渡しを停止する場合の処分費用は、県殿の 負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
139	41	7	(2)	4)		脱水汚泥の引渡し	「脱水汚泥の引渡し量については、焼却施設運転と調整の上浄化センター全体の最適化を目指して決定すること」との記載において、水処理施設よりの汚泥量にて焼却施設への脱水汚泥引渡し量が決定される為、汚泥処理施設の前後施設である水処理施設、焼却施設の運用管理者である県との協議により本施設計画範囲内での調整を行うとの判断で宜しいですか。なお、県が脱水汚泥受入れ困難な状態において、水処理施設の運転状況より汚泥処理施設での汚泥処理を行わざるを得ない状況においては脱水汚泥の排出処分に係る費用の追加負担が発生します。	ご理解のとおりです。
140	41	7	(2)	5)		返流水の管理	「表10 返流水に関する基準」に返流負荷量が示されており、文中「本事業範囲から排出される脱離液を含む返流水が」との記載があります。この文意から、返流水にはPFI事業者範囲外の焼却施設、水処理施設からの返流水による負荷も含まれることとなります。しかしP. 41の「5)返流水の管理」においては「PFI事業者は、濃縮工程および脱水工程において発生する返流水の水量、水質の確認・記録と返流負荷量の管理を行う。」とあります。いずれが基準及び管理として適用となるのかご提示ください。	質問No.64への回答をご参照下さい。
141	41	7	(2)	5)		返流水の管理	「濃縮工程および脱水工程において発生する返流水の水量、水質の確認・記録と返流負荷量の管理を行う。」とあります。各分離液配管上に流量計は設置されていないと考えますが、水量の把握は、各工程投入量-引抜量という考えでよろしいでしょうか。	返流水量の測定にはPFI事業者で流量計を設置するよう義務付けます。詳細は入 札公告時に要求水準書で示す予定です。
142	41	7	(2)	5)		返流水の管理	「PFI 事業者は、日々の返流水の量や性状については、水処理運転と調整の上浄化センター全体の最適化を目指して決定すること。」とありますが、具体には、何を決定せよということかお考えをご提示ください。	返流する量と性状の挙動です。
143	41	7	(2)	7)		他の流域下水道浄化セン ターとの汚泥(融通処 理)	業務詳細は別途契約書に定めるとの記載がありますが、業務所掌範囲、業務量 を確認して人員、費用を計画する必要がある為、計画条件は公募時にはご提示 下さい。	1日に2回の搬入時の立会が業務となります。
144	41	7	(2)	7)		他の流域下水道浄化センターとの融通処理により必要となる融通処理汚泥の引き取り、払い出し	融通処理の現状につき、データをお示し下さい。	入札公告時の要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として、頻度、含水率を 示す予定です。なお、含水率については、引き渡し元となる流域下水道浄化セ ンターの測定データを示す予定です。
145	41	7	(2)	7)		他の流域下水道浄化セン ターとの融通処理により 必要となる融通処理汚泥 の引き取り、払い出し	他の流域下水道浄化センターとの融通処理に関する取り決め、方針等につきご教示下さい。	融通処理とは、受け入れを行う流域下水道浄化センターにある焼却能力の余裕の範囲で、他の浄化センターの汚泥を引き取り、焼却処理を行う行為です。 年度当初に各流域下水道で発生する汚泥量を想定し、年間の融通処理計画を策定し、それに基づき実施しています。豊川浄化センターにおいては、3号炉を利用して融通処理を行う計画です。
146	41	7	(2)	7)		他の流域下水道浄化セン ターとの融通処理により 必要となる融通処理汚泥 の引き取り、払い出し	業務詳細については、「県と別途契約書に定める」と記載されていますが、事業者がかかる契約書の締結を義務づけられるのであれば、契約書案を、入札公告時までにご開示いただけますよう、お願いいたします。	契約書案については、入札説明書等で示す予定です。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
147	42	7	(3)				維持管理業務に関する要 求水準	事業費算出のため、本業務範囲に係る過去10年間程度の整備・修繕工事内容及 び契約金額をご教示下さい。	入札公告時に要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として示す予定です。
148	42	7	(3)	1)			修繕業務	ご提案する長期修繕計画に対し、運営後における最適な運転・保守点検の見直しにより計画との乖離が発生した場合、事業者の責任範囲で行うものと考えますが宜しいでしょうか。	運営後における最適な運転・保守点検の見直しを行う場合は、県と協議を行ってください。
149	43	7	(3)	2)	表18		点検·保守·維持管理区分	本事業範囲敷地内にある屋外照明の交換は県殿で実施するものと考えて宜しいでしょうか。	PFI事業者で負担とします。
150	44	7	(3)	4)	12	)	ユーティリティ等の調 達・管理業務	薬品、電気、燃料について、近年の実績より今後単価変動が大きくなることが予想されます。これらは物価変動リスク (実施方針P38.別紙4Na.(11)の汚泥処理事業に係る物価変動に含まれるものと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。物価変動の精算に用いる指標等は、事業契約書(案)で 示す予定です。
151	44	7	(3)	4)	1		薬品	運営・維持管理業務開始時点で県が管理しているものを譲渡するとは無償との 判断で宜しいですか。	備品は貸与、消耗品は譲渡となります、
152	44	7	(3)	4)	2		ユーティリティ等の調 達・管理業務	の上、電力単価の見直しを行うものと考えます。	物価変動の考え方については、実施方針P.38別紙4リスク分担表(1)をご参照下さい。
153	44	7	(3)	4)	2		ユーティリティ等の調 達・管理業務	電力使用量の精算を行う際の電力単価について、基本料、使用料、その他料金の組み合わせによる単価の算出方法についてご教示下さい。	事業範囲への電力供給は、新規受電ではなく浄化センターからの配電に変更します。これに伴い、電力使用量の精算が必要となります。なお、単価の算出方法等については、入札公告時に要求水準書で示す予定です。
154	44	7	(3)	4)	6		備品・消耗品	運営・維持管理業務開始時点で県が管理しているものを譲渡するとは無償との 判断で宜しいですか。	質問No.151への回答をご参照下さい。
155	46	7	(3)	8)			その他業務	PFI事業者が行う保守点検業務委託(緑地施設の維持管理等)で委託先に制約等が有るかご教示下さい。	PFI事業者から直接業務を受託する場合は維持管理業務の要件を満たすこととします。なお、PFI事業者から直接業務を受託した者の下請負として入る者は、法律の範囲内であれば制約等はありません。
156	46	7	(3)	8)	1		廃棄物処分業務	「PFI事業者は、本事業で発生する廃棄物の処分業務をおこなうこと。」との記載がありますが、本事業で下水汚泥から除去した異物については、貴県が排出責任者として費用を負担して処分いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	
157	46	7	(3)	8)	1)		廃棄物処分業務	「PFI事業者は、本事業で発生する廃棄物の処分業務をおこなうこと。」との記載がありますが、本事業で事業者の帰責事由により脱水汚泥の廃棄が必要となった場合については、貴県が排出責任者として処分し、事業者が費用負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
158	46	7	(3)	8)	3		警備業務	「警備業務」とは、警備業法に係らない保安業務との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	46	7	(3)	8)	5		危機管理対応業務	事業者は県の方針に従いとありますが、県殿にて策定された防災計画、業務継続計画 (BCP)の内容をご教示下さい。	入札公告時に要求水準書の別紙として示す予定です。
160	46	7	(3)	8)	5	ウ)	危機管理対応業務	震災訓練、県への協力訓練の実施は、県殿にて管理運営をされる予定の既存設備との合同訓練ではなく、本施設単独にて行うものと考えて宜しいでしょうか。	本施設単独だけでなく、既存設備との合同訓練も含まれます。
161	46	7	(3)	8)	6		見学者対応	見学者対応に伴う啓発設備については、必要に応じて県側にて対応されるものと理解して宜しいでしょうか。	事業対象施設の見学者への対応は、業務範囲内とします。また、見学者への対応やPR方法を評価項目とすることで検討しています。
162	46	7	(3)	8)	6		見学者対応	見学者希望者の申込受付は県側の対応となっています。見学者を受け入れた際の対応は事業者業務と理解しますが、見学等、住民啓発業務の企画は事業者側の業務に含まないと判断して宜しいでしょうか。	住民啓発業務の企画はPFI事業者の業務の範囲ではありませんが、PFI事業者からの提案として事業計画に含めることを拒むものではありません。
163	47	7	(3)	8)	9		維持管理データの整理、 協力	運転管理データの様式について指定はなく、事業者が提案する様式にて提出するものと考えますが宜しいでしょうか。	回答の時点では県が指定する様式はありませんが、調査・研究が必要となった際、事業者に過度な負担とならない範囲で県が求めるデータの開示にご協力いただきます。
164	48	8	(3)	3)			非常時の対応	豊川浄化センターは災害拠点に指定されているかご教示願います。	指定されていません。
165	別紙 1-2						豊川浄化センター平面図	水処理施設と汚泥処理施設の間に敷地境界に含まれないエリアが存在しています。本事業期間中には道路建設等がないものと考えますが宜しいでしょうか。 万が一建設を予定される場合は、本事業に対する制約等がないかご教示下さい。	事業期間内に道路建設等に着手するかどうかは判断できませんが、本事業に対する制約はないと考えています。
166	別紙 4-80						資料1 健全度調査結果一覧表	汚泥消化タンク内の防食塗装は、事業者範囲に含まれるのでしょうか。含まれる場合は、防食指針マニュアルの仕様により、気相部:D1種、液相部:A種と考えて宜しいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、防食工法はPFI事業者提案によります。
167	別紙 4-80						資料1 健全度調査結果一覧表	汚泥消化タンク内の防食塗装に伴う断面修復の厚さをご提示願います。なお、施工時においてご提示頂いた断面修復の厚さが異なる場合、県側との協議により費用請求できるものと考えて宜しいでしょうか。	提示できる資料が無いため、契約後に調査を実施して下さい。その結果により、県の責任分を判断するので、協議を行って下さい。
168	別紙6						流入水量・汚泥量の実 績・将来推移	H32以降の汚水量・汚泥量を予測するうえで考慮すべき要素や感応度(要素の増減割合が汚水量等の増減に与える影響等)をご教示ください。	今後大きく処理量が増加する要因はないと考えていますが、他の処理区の受入 がある場合には別途協議とします。
169	別紙6						流入水量・汚泥量の実 績・将来推移	以下についてご教示ください。 ・汚水量がH22-23に増えた要因 ・汚水量がH24-27に減った(減ると予想する)要因 ・汚水量がH28以降に増えていくと予想する要因	汚水量については、下水道整備が進むに連れて増える傾向にあります。なお、 実績値と予測値で考え方が異なっていたため、要求水準書別紙6の表記を一部修 正し、入札公告時に示す予定です。

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
170	別紙8						責任分界点	雨水排水の責任分界点を明確にするため雨水経路図(マンホール・桝位置)を ご教示下さい。	入札公告時に要求水準書の別図として示す予定です。
171	別図1						事業範囲		他流域からの融通処理汚泥の処理が県の事業範囲に含まれることを踏まえた判断です。
172	その他							過年度(5年程度)の豊川浄化センターの運営に係る収益・費用、財政状態等の 定量実績(損益計算書や貸借対照表等の財務諸表に相当するもの)をご提示く ださい。	入札公告時に要求水準書の公開資料(閲覧対象資料)として示す予定です。